## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	福岡県	
3. 市区町村名	八女市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.yame.fukuoka.jp/kurashi/3/index.html	

執行機関名 八女市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	八女市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年八女市条例第26号) による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月 18日八女市条例第32号)別表第1 第2の項 八女市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年八女市条例第26号) による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所		八女市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年八女市条例第26号) 第1条
		第1条 この条例は、 <u>重度障害者</u> の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八女市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年八女市条例第26号) 八女市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年9月14日規 則第19号